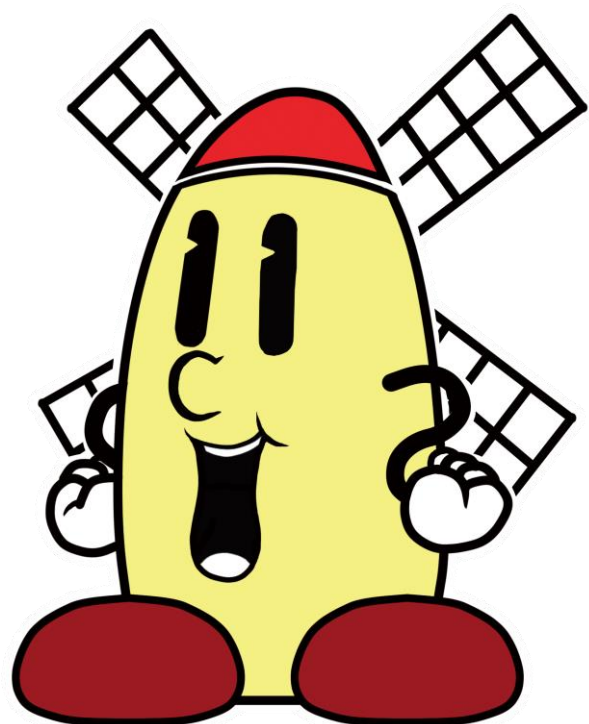


令和 2 年度

教育行政方針



松伏町教育委員会

令和２年度 教育行政方針

議長のお許しを得ましたので、本日ここに令和２年度の教育行政方針の概要を申し上げます、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものです。

はじめに、教育長に就任し初めて新しい年度を迎えるにあたり、基本的な方針といたしましては、これまでの松伏町の教育を継承しながら、確実な充実と発展を目指していきたいと考えています。

学校教育におきましては、松伏町の教育行政目標である「豊かな文化の担い手と思いやりのある心をはぐくむ松伏の教育」の具現化を目指し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成してまいります。特に、令和２年度は小学校において新しい学習指導要領が完全実施される年となり、プログラミング教育や外国語教育、そして「主体的・対話的で深い学び」の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業の改善を求めてまいります。

また、生涯学習・社会教育におきましても、町民の皆様がいつでも自由に学習機会を選択して学習することができる生涯学習社会の構築と生涯の各時期にわたる社会教育の内容と方法の充実を目指して各種施策の展開を図ってまいります。

それでは、以下、教育行政重点施策における教育行政目標に沿って主な施策を申し上げます。

まず、重点施策１ 心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成について申し上げます。

確かな学力の向上に向けて、小中学校では年間授業日数を6日間増やします。また、小学校では令和元年度から町の学力テストを見直し、中学校では英語能力判定テストを導入しており、引き続き実施するとともに、教育支援員を活用したチームティーチングなど、個に応じた指導の充実を継続してまいります。

また、英語の基礎力やコミュニケーション能力の育成を図るため、引き続き英語指導助手（ALT）を配置するとともに、小学校にはALTと教師を補助する日本人英語指導助手（JET）を配置し英語の授業の充実に努めます。

生徒指導につきましては、引き続き、生徒指導に関する校内研修会を計画的に実施し、児童生徒と教師の信頼関係に基づいた指導を進めてまいります。また、民生委員・児童委員との連絡会、PTA、児童生徒会や学校応援団との連携による行事やあいさつ運動など、学校と保護者、地域が一体となった取り組みを進めてまいります。

特別な配慮を必要とする児童生徒への支援については、引き続き、適応指導教室に教育相談員を、各中学校に学校生活相談員（さわやか相談員）を配置し、県の配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの一層の連携により、個々の児童生徒の実態に応じた適切な支援を行います。また、「教育相談担当者連絡協議会」で、各校の児童生徒に関して情報共有を図り、指導方法を協議して、一人ひとりが明るく楽しい学校生活を送れるよう、相談体制の充実に努めてまいります。

学校給食については、引き続き、安定的な給食物資の購入、安全で安心な給食の供給に努めるとともに、児童生徒が自分で選んで食べることで給食に興味を深めることを目的とした「セレクト給食」、学校生活の思い出作りを目的とした「ミニバイキング給食」、行事食や郷土食など旬の食材を使った「お楽しみ献立」を引き続き展開し、食育に関する授業を令和元年度から全ての小中学校に展開し実施しています。

併せて地元の特産品を活用した献立づくりや、給食の献立や栄養について「ほほえみだより」を発行し、食育の啓発を図ってまいります。

各小学校と町内保育所、保育園、認定こども園、幼稚園による連携については、保・幼・小連絡協議会を中心に、幼児期の教育から小学校教育への円滑な学びの接続ができるよう作成した「スタートカリキュラム」を新学習指導要領の内容に沿うように改訂を進めており、令和2年度中に改訂が完了する予定です。

教職員の資質の向上については、平成30年度に改訂した「松伏授業プラン」に基づいて、まさに学習指導要領で求める「主体的・対話的で深い学び」となるよう、指導してまいります。具体的には、各学校に指導主事が訪問し、教育支援や学力向上に係る担当訪問をはじめ、年次研修や臨時的任用教員に対する研修や校内研修等において該当する教員に、指導助言を行うことで、児童生徒の学力の向上に努めてまいります。

自他の生命と人権を尊重する教育の推進については、児童生徒の発達段階に応じて、人権に対する知的理解だけでなく、自分自身を大切にするとともに社会体験や自然体験などを通して、自他の生命と人権を尊重する個々の育成に努めてまいります。

平成28年度以降、町のいじめ認知件数が増大していますが、これはどんな小さないじめ、また予兆も見逃さない、そして認知したいじめを解消することが重要だという考えが定着してきた結果だと考えています。松伏町いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめのない明るい学校づくりのため、日ごろの教育活動の充実をより一層推し進めるとともに、引き続き「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策調査委員会」を開催し、その意見を踏まえ、いじめの未然防止及び早期対応に一層努めてまいります。

特別支援教育については、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、引き続き教育支援員を配置するとともに、各学校や町保健センター、関係諸機関と連携を一層図り、町及び各校の就学支援委員会を充実し、個別の就学相談を丁寧に進めてまいります。

各学校の課題に応じた特色ある教育活動については、引き続き学力向上に資する授業方法の調査・研究を行います。また、小規模特認校である金杉小学校には、新たに2名の児童が学区を超えて金杉小学校に通学します。これまでに通学している7名と合わせると9名の児童がこの制度を利用することになります。引き続き教育支援員を配置し「個に応じた指導」に積極的に取り組み、また常駐するALTが学校生活や放課後子ども教室に参加することにより、児童が低学年から英語に親しめる環境が定着してきています。引き続き小規模特認校である金杉小学校における特色ある教育活動を推進して参ります。

次に重点施策2 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進について申し上げます。

生涯学習施策の推進については、学習機会の充実を図るため、「いつでも、だれでも、どこでも」を合言葉とした「まつぶし出前講座」や、埼玉県立大学や文教大学等との連携による「子ども大学こしがや・まつぶし」を継続して実施します。

また、町民の自主的な生涯学習の参画を促すため「文化のまちづくり実行委員会」による「ミニまつぶし」を実施し、町民との協働で各種事業を実施することにより、人材の育成や発掘を行います。

次に重点施策3 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進について

申し上げます。

当町が誇る音楽ホール「田園ホール・エローラ」を拠点とした音楽によるまちづくりの推進を図るため、エローラ運営委員会を中心に各種事業を展開いたします。文化芸術の鑑賞機会の提供を図るため、ホールの特性を活かしたコンサート事業を実施するほか、より多くの方に鑑賞の機会の提供を目的とした「桜コンサート in ホワイエ」、「障がい者スポーツ大会コンサート」などの音楽鑑賞会や、音楽の発表の場の提供として町民等による参加型事業「田園ミュージックフェスティバル」、「吹奏楽フェスティバル」を開催いたします。また、町内の音楽家の活動の支援を行うことで、音楽文化を担う人材の育成や支援を図ってまいります。

文化・芸術活動の支援については、日頃町民の皆様の文化・芸術活動の成果を発表する機会の提供として中央公民館を会場とした「町民文化祭」や多世代交流学習館を会場とした「メロディー祭(まつり)」を開催します。

また、中央公民館の視聴覚室を展示スペースとして無料で貸出を行い、引き続き文化・芸術作品の発表の場の提供に努めてまいります。

社会教育関係団体の育成・支援については、「子ども会育成会連絡協議会」、「ジュニアリーダー連絡協議会」、「PTA連合会」、「文化協会」に対して助成金を交付するとともに、各種団体と連携をしながら運営の支援を行ってまいります。

公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実については、町民の皆様が楽しく学べる各種講座、教室を、中央公民館及び多世代交流学習館において開催してまいります。

多世代交流学習館においては、学校教員を経験したコーディネーターを配置し、その経験を活かし学校と連携した講座、教室を引き続き実施してまいります。

学校を活用した学習機会の提供として、小・中学校と連携を図り、学校教職員や

学校施設を活用し、学校開放講座を開催してまいります。

家庭教育の推進については、小・中学校PTAと連携し、家庭教育講座や役員研修会を開催します。また、小学校においては就学時健康診断、中学校においては入学説明会で、保護者を対象とした講演会の開催及び普及啓発紙を配布し、家庭教育の重要性を認識していただくよう推進・啓発を図ってまいります。

青少年健全育成の推進については、ジュニアリーダーの育成を図るとともに、すこやか子育て課と連携して、青少年が健全に成長できるよう啓発活動を行います。また、金杉小学校においては、放課後活動を充実させるため、学習活動や様々な体験活動を行う放課後子ども教室を実施してまいります。

人権教育・啓発の推進については、「松伏町人権施策推進指針」及び「松伏町同和教育の基本方針」に基づき、人権問題の正しい理解と認識を深めるため、人権セミナーを開催します。また、関係機関と連携をしながら、各種事業を実施するとともに、様々な差別の解消を図るため啓発活動を実施してまいります。

中央公民館及び多世代交流学習館の管理及び利用の充実、施設設備の整備の推進については、適正な施設設備の管理を行い、町民の皆様に快適に施設を利用していただけよう運営に努めてまいります。

中央公民館及び多世代交流学習館の施設である図書室については、町民の皆様に読み終えた本の寄贈を募るなどし、図書の充実を図ってまいります。

さらに、古くなった図書の再活用として、町内小中学校への提供、放課後児童クラブを対象とした巡回図書の実施、古本市などの事業を実施し、町民の皆様が本と触れあえる機会の提供に努めてまいります。

多世代交流学習館においては、平成30年度からサロン事業を実施し、地域の皆様やサークルの方などの憩いの場の提供に努めています。引き続き、町民の憩いの場

として、地域コミュニティの場として活用してまいります。

また、施設設備の整備の推進については、開館以来、利用者が増えている多世代交流学習館の駐車場拡張工事を実施します。

次に、重点施策4 歴史・文化の保存と継承について申し上げます。

松伏町の歴史や文化を後世に継承するため、町史の調査及び研究を進めてきた結果として、令和2年度は、町史資料編原始・古代・中世を刊行します。また、各部会では、通史編の刊行に向けて引き続き調査及び研究を進めてまいります。

文化財の調査及び保護については、文化財保護審議委員会を開催するとともに、埋蔵文化財の整理や新指定文化財候補の選定を行います。

また、文化財の普及・啓発については、松伏町の歴史に対する理解や郷土愛の醸成のため、歴史講座や子ども歴史講座を実施するとともに、関係機関と連携した普及・啓発事業を進めてまいります。

次に、重点施策5 スポーツ健康都市づくりの推進について申し上げます。

スポーツ・レクリエーション活動の支援と健康・体力づくり事業の推進については、体力向上と健康増進を図るため、子ども水泳教室やアクアビクスなどの各種水泳教室、カヌー教室、湯沢ウォーキング、町民体力テストを実施し、新春ロードレース大会についても継続して支援してまいります。

生涯スポーツの啓発については、子どもから高齢者まで生涯を通して、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動を日常的に楽しめるように、スポーツ推進委員が主催する「気楽に遊び体(たい)」を定期的で開催し、気軽にスポーツを楽しめる環境を提供していくほか、健常者の方及び障がい者の方も一緒に参加

出来る事業を取り組んでまいります。

生涯スポーツを支える人材の育成・確保については、スポーツ活動の指導者であるスポーツ推進委員の研修参加について、支援を行ってまいります。

スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援については、「スポーツ協会」、「スポーツ少年団」、「総合型地域スポーツクラブ」に対して助成金を交付するとともに、各種団体と連携をしながら運営の支援を行ってまいります。

スポーツ施設利用の充実については、B & G 海洋センター、町営運動場、学校体育施設を多くの方にご利用いただけるよう施設の管理運営に努めます。

町民の皆様に快適な環境でご利用いただけるよう日々点検等を行い、施設・設備の充実に努めてまいります。

今後も、教育行政の公正かつ適正な運営に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度の教育行政方針といたします。

ありがとうございました。